

書写のイメージを変えよう③

速書きとしての「いわゆる許容の書き方」について

山梨大学教授

宮澤

正明

前回は、「行書の学習を始めるその前に」として、行書学習へ誘う方法を説明しました。

今回は速書きに関係の深い「いわゆる許容の書き方」について述べることにします。

「いわゆる許容の書き方」とは何か

書体の最後に完成した楷書は、書き文字はもとより、明朝体をはじめとする多くの活字が楷書を基に「デザイン」されるなど、今日最も幅広く使用される公的書体と言えます。したがって、文字の習得期にあたる小学校では、楷書でしかも毛筆で書かれたように「デザイン」した教科書体活字の字形を標準にして指導されています。

ただ、楷書には現在標準とされる教科書体活字とは異なっており、長い年月の間習慣として書き継がれてきた書き方があります。これが便宜的に「いわゆる許容の形」「許容される書き方」などといわれるものです（以降『許容』と略します）。

『許容』の根拠と具体字例

昭和五十六年告示の「常用漢字表」は、現代の国語を書き表す場合の漢字使用の目安を示したもので、個々の漢字の字体（文字の骨組み）を、明朝体活字のうちの一種を例にあげています。明朝体活字は読み文字としての機能を優先しているため、当然のことながら書き文字の規範にはなりません。そこで、「常用漢字表」前書きの「(付)字体についての解説 第二明朝体と筆写の楷書との関係」では、

「明朝体活字の形と筆写の楷書の形との間には、いろいろな点で違いがある。それらは、印刷上と手書き上のそれぞれその習慣の相違に基づき表現の差と見るべきものである」とし、「1 明朝体活字に特徴的な表現の仕方があるもの」「2 活字と書き文字との相違を示し、続いて」「3 筆写の楷書では、いろいろな書き方があるもの」では書き文字でもいろいろな書き方があることを字例を示しながら次の六項目をあげています。「ここでは代表的字例を掲げて説明します。

なお、「許容」とは正式なものではなく、あくまでも便宜的呼称です。ましてや許す許さないといった拘束力をもつものではないことを付け加えておきます。

習慣として書き継がれてきた書き方や形は、決して恣意的に書かれたものではなく、文字を書く際の速度（機能的リズム）や字形の美しさを求めて生じたものであり、今日残っている書き方は歴史的に淘汰されたものと考えてもよいでしょう。

学校教育では、『許容』の指導は、小学校で児童にとって無理のない程度のもを扱つことになっていますが、実質的には程度の高いものとして中学校で扱つ指導内容と受け止めてよいでしょう。

このような実態をふまえ、中学校での文字指導、書写指導における『許容』の指導にあたっては

- ・ 『許容』の根拠になっているものは何か
 - ・ 具体的にどのような範囲が許容されるのか
- を指導者は理解しておく必要があります。

このことは、単に生徒の書き文字の評価にかかわるだけでなく、生徒が書き文字をより適切に柔軟にとらえるとともに、速書きへのステップにもつながると考えます。

(1) 長短に関する例

主に横画相互の長さ、横画の点化に違いのある字例

戸 雨

(2) 方向に関する例

左払いや点などの方向に違いのある字例

糸 風

(3) つけるか、はなすかに関する例

横画や左右の払いの始筆や終筆が他の画と接するか離すかに違いのある字例

保 月

(4) はらつか、とめるかに関する例

点画の終筆を払つか止めるかに違いのある字例

骨 公

(5) はねるか、とめるかに関する例

縦画の終筆の変化、縦画や曲がりの変化に違いのある字例

牛 木

(6) その他

右の項目以外の書き方として三例あげています。

女 外 令

女 外 令